

介護保険制度について

原則として、障害福祉サービスと同様のサービスが介護保険で受けられる場合には、介護保険を優先することとされています。

介護保険の概要	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65才以上の方	40才以上65才未満の健康保険に加入している方
保険料	所得段階に応じて決まります。	加入している健康保険の算定方法に基づき、給料や所得に応じて決まります。
保険料の支払方法	老齢(退職)・遺族・障害年金額が年額18万円以上の方は年金から天引きされます。 それ以外の年金の方や上記の老齢年金等の年額が18万円に満たない方は、納付書または口座振替によって個別に支払います。	健康保険料と一括して支払います。 *詳しくはご加入の各健康保険へお問い合わせください。
給付の対象者 *給付を受けるには「要介護認定」が必要です。	<p>【要介護者】 寝たきり・認知症等で入浴、排泄、食事などの日常生活に介護が必要な方</p> <p>【要支援者】 日常生活の一部に支援が必要だが心身の機能の維持・改善が見込める方</p>	老化に伴う病気(特定疾病)によって介護または支援が必要な方 【特定疾病16疾病】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 脳血管疾患 ○ 骨折を伴う骨粗鬆症 ○ 筋萎縮性側索硬化症 ○ 初老期における認知症 ○ 糖尿病性神経障害 ○ 糖尿病性腎症 ○ 糖尿病性網膜症 ○ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ○ パーキンソン病関連疾患(パーキンソン病、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症) ○ 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、シャイドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮) ○ がん末期 ○ 脊柱管狭窄症 ○ 脊髄小脳変性症 ○ 後縦靭帯骨化症 ○ 閉塞性動脈硬化症 ○ 関節リウマチ ○ 慢性閉塞性肺疾患 ○ 早老症

介護保険の主なサービス 【◎障害福祉サービスにもあるサービス】 【○介護保険のサービス】

	在宅サービス	施設サービス
要介護者	◎ 訪問介護(ホームヘルプサービス) ◎ 訪問入浴 ○ 訪問看護 ○ 訪問リハビリテーション ○ 通所介護(デイサービス) ○ 通所リハビリテーション(デイケア) ○ 居宅療養管理指導(医師、歯科医師、薬剤師等による訪問指導) ◎ 短期入所生活介護(ショートステイ) ○ 短期入所療養介護(ショートステイ) ○ 認知症対応型共同生活介護(認知症性老人のグループホーム) ○ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等における介護) ◎ 福祉用具の貸与・購入費の支給 ◎ 住宅改修費の支給(手すり、段差の解消など)	○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ○ 介護老人保健施設(老人保健施設) ○ 介護医療院
要支援者	同上	要支援者は施設入所できません

*介護給付の他に「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスもあります。
 ○介護保険制度及び介護予防・日常生活支援総合事業について詳しくは、松本市役所 高齢福祉課 電話34-3213、34-3214又は34-3237、
 f a x 34-3016又は34-3026へお問い合わせください。